

議案第 5 号

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 33 年条例第 7 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 29 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

職員の特殊勤務手当について、保育所における医療的ケア児の入所受入れに備えるため、対象児童に医療的ケアを行った場合に係る特殊勤務手当を新設するとともに、生活保護事務に係る現業に従事する職員の特殊勤務手当を月額による支給から職員の従事実績に基づいた支給に切り替えるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和33年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項及び取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)第12条の5の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 医療的ケアに従事する職員の特殊勤務手当</u></p> <p><u>(5)及び(6) (略)</u></p> <p>(生活保護事務に係る現業に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、<u>職務に従事した日1日につき規則で定める額とする。ただし、1月につき5,000円を上限とする。</u></p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>)第24条第5項及び取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)第12条の5の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4)及び(5) (略)</u></p> <p>(生活保護事務に係る現業に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、<u>月額5,000円</u>とする。</p> <p>3 <u>法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する前項の規定の適用については、同項中「5,000円」とあるのは「5,000円に取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成9年条例第1号)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「勤務割合」という。)を乗じて得た額」とす</u></p>

第5条 (略) <u>(医療的ケアに従事する職員の特殊勤務手当)</u> 第6条 <u>医療的ケアに従事する職員の特殊勤務手当は、医療的ケア(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)第2条第1項に規定する医療的ケアをいう。)に従事する職員に対し支給する。</u> 2 <u>前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき規則で定める額とする。ただし、1月につき5,000円を上限とする。</u> 第7条から第9条まで (略)	<u>る。</u> 第5条 (略) 第6条から第8条まで (略)
---	--

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に特殊勤務手当の支給の対象となる職務又は作業に従事した職員に対し支給する特殊勤務手当について適用し、施行日前にこの条例による改正前の取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による特殊勤務手当の支給の対象となる職務又は作業に従事した職員に対し支給する特殊勤務手当については、なお従前の例による。

(取手市職員の給与に関する条例の一部改正)

3 取手市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤務1時間当たりの給与額の算出) 第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額との合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものか	(勤務1時間当たりの給与額の算出) 第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額 <u>並びに市規則で定める特殊勤務手当の月額</u> との合計額に12を乗じ、その額を1

ら勤務時間条例第9条に規定する休日に係る勤務時間を考慮して市規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。	週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第9条に規定する休日にかかる勤務時間を考慮して市規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。
---	--

(取手市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 取手市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第14条 削除	(<u>育児短時間勤務職員等についての取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例</u>) 第14条 育児短時間勤務職員等についての取手市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和33年条例第7号)第4条第3項の規定の適用については、同項中「 <u>法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u> 」とあるのは、「 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)</u> 」とする。

(取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当) 第14条 (略) 2 (略)	(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当) 第14条 (略) 2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員が主として従事する業務が特殊勤務手当条例第3条から第7条までに規定するものであることを前提として職務の級及び号給が定められている場合にあつては、当該フルタイム会計年度任用職員に対して特殊勤務手当を支給しないことができる。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第18条 特殊勤務手当条例第3条から第7条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。ただし、当該パートタイム会計年度任用職員が主として従事する業務が特殊勤務手当条例第3条から第7条までに規定するものであることを前提として職務の級及び号給が定められている場合にあつては、当該パートタイム会計年度任用職員に対して特殊勤務に係る報酬を支給しないことができる。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第18条 特殊勤務手当条例第3条から第6条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。ただし、特殊勤務手当の額を月額で定める業務に従事するパートタイム会計年度任用職員に支給する特殊勤務に係る報酬は、当該業務に従事する者に支給することとされている特殊勤務手当の月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額とする。